

〒145-0061 東京都大田区石川町1-14-11
グリーンヒルズ大岡山102号

TEL 03-6421-8320 FAX 3728-5071
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 小林 光昭
編集人 高山 浩

2015年
11月1日
第367号

JR東海労

http://www.geocities.jp/jrroukairou/

掲示板設置拒否、不当労働行為認定

三労委勝利!

三重県労働委員会は10月21日、伊勢運輸区分会が①組合掲示板設置、②団体交渉の開催、③謝罪文の手交、掲示および社内誌への掲載を求めて争っていた事件について、不当労働行為と認定しました。名古屋地本と本部は、2013年3月25日に申し立てを行い、約2年半の間、闘いに多くの組合員が参画しました。

三重県労働委員会は、JR東海労の主張を全面的に事実認定した上で、掲示板設置拒否について「紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消す一方、伊勢運輸区の組合掲示板の設置を許可しなかつたことは、組合の弱体化を企図しての便宜供与の一方的廃止と同視でき、労働組合法第7条第3号の不当労働行為

にあたる」と、団体交渉拒否については「団体交渉を拒んだことには正当な理由がなく、労働組合法第7条2号の不当労働行為(団体交渉拒否)にあたる」としました。しかし、救済方法については、伊勢運輸区に組合員が1名になったことで掲示板設置の必要性が消滅したこと、平成24年度基本協約改訂交渉で協

議がされたことで是正されたことを以て、具体的な救済方法は明示されず、『謝罪文』の交付のみとなりました。名古屋地本は、勝利集会を11月7日に開催します。

主 文
1 被申立人は、本命令書受領の日の翌日から起算して15日以内に、下記内容の文書を申立人らに交付しなければならぬ。(略)
当社が、貴組合の紀伊長島地区分会に対して、一方的に、紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消すとともに、伊勢運輸区の組合掲示板の設置を許可しなかつたことが、組合弱体化を企図したものであり不当労働行為であると、三重県労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。
2 申立人らのその余の申立てを棄却する。

戦争法廃止！安倍内閣退陣！ 国会前の集会に結集

安保関連法成立から1ヶ月の10月19日、「戦争をさせない・9条壊す



な！総がかり行動実行委員会」が主催する「さあ、安倍政治を終わらせよ



う」10・19院内集会と、「私たちはあきらめない！戦争法廃止！安倍内

年末手当要求！ 3.5ヶ月

閣退陣！国会正門前集会」が開催され、国会正門前集会には9,500人が結集しました。JR東海労は、JR総連の仲間と共に集会に参加し、戦争法廃止と安倍内閣退陣の声をあげてきました。

今後、毎月19日は国会前で集会が開催されます。参加者は、安保関連法の廃止に向け全体で闘うことを確認しました。

経団連が10月30日発表した大手企業の冬のボーナスの妥結状況(第1回集計)によると、80社の組合員平均は前年比3.13%増の91万697円となり、過去3年連続で増加した。過去最高の更新という。全12業種のうち鉄鋼、造船、紙・パルプなど10業種が前年実績を上回った。最高額は自動車の98万355円である▼さて、JR東海は現在交渉中だが、どうだろうか。ここ毎年増加したためではない。会社は必ず経済がJRに及ぼすリスクを語る。そして、業務遂行体制の構築を語る。これはつまり、リニア中央新幹線に莫大な金がかかるということ。さらに「当社の賃金は世間より高い水準」と言い、結局賃金抑制の理由をグダグダ並べる。経営陣は高額な役員報酬をガツポリもらい、現場で働いている社員は我慢を強要させる。これが実態ではないのか▼JR東海ユニオンの要求は3.1ヶ月だ。平均値91万円を越える組合員はどれだけいるのだろうか。会社の利益は過去最高を得ようとしている。組合員はこの要求で満足しているのか。現場では「少ない」という声が圧倒的だ。「労働組合らしくもっと要求せよ」という意見も聞く▼JR東海労は、年末手当交渉を精一杯闘う。

経団連が10月30日発表した大手企業の冬のボーナスの妥結状況(第1回集計)によると、80社の組合員平均は前年比3.13%増の91万697円となり、過去3年連続で増加した。過去最高の更新という。全12業種のうち鉄鋼、造船、紙・パルプなど10業種が前年実績を上回った。最高額は自動車の98万355円である▼さて、JR東海は現在交渉中だが、どうだろうか。ここ毎年増加したためではない。会社は必ず経済がJRに及ぼすリスクを語る。そして、業務遂行体制の構築を語る。これはつまり、リニア中央新幹線に莫大な金がかかるということ。さらに「当社の賃金は世間より高い水準」と言い、結局賃金抑制の理由をグダグダ並べる。経営陣は高額な役員報酬をガツポリもらい、現場で働いている社員は我慢を強要させる。これが実態ではないのか▼JR東海ユニオンの要求は3.1ヶ月だ。平均値91万円を越える組合員はどれだけいるのだろうか。会社の利益は過去最高を得ようとしている。組合員はこの要求で満足しているのか。現場では「少ない」という声が圧倒的だ。「労働組合らしくもっと要求せよ」という意見も聞く▼JR東海労は、年末手当交渉を精一杯闘う。

今こそ平和の大切さを！ 新幹線関西地本中国平和研修



上 虎石溝万人坑記念館
下 南京大虐殺記念館

新幹線関西地本は、10月13～17日の日程で、中国平和研修を行いました。研修には、組合員・OB・家族、JR貨物労

組の仲間など11名が参加しました。一行は、大石橋・虎石溝万人坑、撫順炭坑、平頂山記念館、撫順戦犯管

揭示物不当撤去、ボーナスカット3事件が結審

関西中労委P

関西中労委P(揭示物不当撤去、団交拒否、苦情処理会議拒否事件)の証人審問が10月26日、中央労働委員会で開催されました。傍聴には、各地本から多くの組合員が応



援にかけつけました。組合側から、本部本橋業務部長、新幹線関西地本多田執行委員、松本大阪仕業検査車両所分会長、会社側から当時の本社人事部勤務課石原担当課長が証言しました。

組合側3名の証人は、会社の不当性を具体的に述べ、また会社の行為は憲法28条で謳われている団結権を蔑ろにするものだとして訴えました。

一方、石原担当課長は反対尋問で、府労委でも主張しなかった、基本協約第291条、第292条の違反で揭示物を撤去できるかのような証言を行い、会場がざわめつ

きました。また、竹本人訴訟の証人尋問で管理者2名が証人した「社員との軋轢は無かった、躊躇して指導しなかった」ことは石原証言と矛盾するとの質問に対しては、回答に手こずる様子を見せました。中労委Pこれで結審し、最終陳述書の提出を待つて命令待ちとなりました。

竹本本人訴訟

10月9日、大阪地方裁判所で大阪第二運輸所分会・竹本さんのボーナスカット本人訴訟の証人尋問が開かれました。多くの組合員・OBが傍聴に

駆けつけました。

竹本さんは被告会社の証人として出廷した6人の助役に対して、的確に反対尋問を行いました。また、竹本さんに対する主反尋問に対して、恣意的ボーナスカットの実態を堂々と主張しました。被告への反対尋問の中で、「助役が非違行為として報告した内容が期末手当のカット理由になっ

ていることについて、職場において竹本本人と管理者の間で軋轢が生じたことがあるのか？注意指導するときにはためらったか？」との質問に対し、2人の助役は「ありません」と証言しました。この証言により、揭示物不当撤去で争っている関西中労委P及び静岡行

政訴訟において、会社の主張が事実に基づくか、ないものであることが証明されました。今裁判は結審し、判決は来年1月25日です。

静岡行政訴訟

揭示物不当撤去静岡行政訴訟第4回口頭弁論が

たしろ議員 便り



戦後最長の通常国会が終わり、今、北海道から九州まで全国のJR総連傘下の各単組を訪問しています。今年は、例年より少しだけ秋の訪れも早く各地の紅葉も早まっていると聞き、とても楽しみにしています。さて、TPPが概ね合意されたと昨今、政府の発表がありました。JRにどの様な影響があるのか気になるところです。農産物自給の問題や食料品の安全性はじめ、ISO条項と著作権の問題など懸念する点が多くなり解決しないままです。おおむね合意という曖昧なマスコミ報道からは本質が見えてきませ

10月29日、静岡地方裁判所で開催されました。会社は、静岡運輸区長を証人尋問の証人として申し立て、陳述書を提出していましたが、組合(補助参加人)と静岡県は、静岡運輸区長が揭示物撤去当時の現場長ではないこと、陳述書の内容は地

ん。アメリカをはじめ各国が批准できるのか定かではないのが現実です。また、内部告発によって判明したこの度のマンション建設の杭打ちデータ偽装問題は、一企業の企業倫理の問題ではなく、日本の建設行政と建設業界が国民の命と財産を蔑ろにしていることの証左です。住民の皆さんにとっても大変深刻な問題であります。直ちに臨時国会を開会し、各委員会でこれらの事案について原因究明し、対策を講じていくことは、与野党を問わず国民に対する責任であります。しかし、安倍政権は外交日程を口実に臨時国会を開こうとはしません。予算委員会など、一部の委員会を開く閉会中審査で議論を交わそうとしています。安倍政権は、海外での諸会議等外遊を優先し、国民の生活を左右する国内問題を来年の通常国会に後回しにしようとしているのです。このような国民軽視、国会軽視が許されるものではありません。

労委で提出した石原陳述書や会社準備書面の内容と変わらず、新たな主張点がないとして、証人尋問要請と陳述書の撤回を意見書で要請しました。裁判所は会社の要請を却下し、結審しました。判決は、1月28日です。

臨時国会を開会しないということは、明らかに国民から逃げているとしか見えません。過去に臨時国会が招集されなかったことは小泉政権の2度のみで、憲政史上極めて異例なことであり、少数派を尊重した53条の憲法違反と考えるべきです。現政権の国民に対する姿勢は、憲法違反をしても安保法制を強引に押し通したり、国民の生活に直結する問題は無視を決め込むなど言語道断の政権であります。このような国民軽視の政権を看過するわけにはいきません。今の政治情勢を踏まえ、野党がしっかりと連携を取り、真に働く者、市民の立場に立った政治を実現させるための取り組みが喫緊の課題と考えています。

※注 憲法53条後段に衆参のいずれかの4分の1以上の要求があった場合可及的速やかに臨時国会を召集するよう義務づけられている。